

洗心寮 養育(援助・支援)方針

本来、子どもは家庭で愛情に満ちた親によって育てられ、家族とともに生活を送る権利を持っている。しかし、現実には、様々な理由で児童養護施設への入所を余儀なくされています。洗心寮は、児童養護施設として、親や家族と一緒に生活することのできない子どもたちの生活の場であり、生活の中で職員等との人間的なふれあいや信頼関係を基盤に、児童一人ひとりが個別的・集団的な援助・支援を受けることを通して、社会的自立を目指し個別の発達段階に応じ精神的自立を促す場であることを基本原則とします。

洗心寮が目指す「援助・支援(養育)」は、子どもが自分の存在について「生まれてきてよかった」と意識的にも、また、特別の意識はなくてもそのように思うことができること、自信を持てるようになることを基本の目的とします。

そのために、安心して自分を委ねられる大人の存在(養育者の存在)が必要となります。子どもはその養育者によって、まず生きていくことそのものを尊い、自分を大切な存在と受けとめられていくことによって、自分や世界(自分のまわりの人、もの、こと、ひいては世の中)を受け入れ、それらに関心を向け、関心を持つようになります。

子どもとのこうした関係を形成していく過程を通して、生きる力を高めるよう培っていきます。身体的な健康や成長の維持、促進のための日々の生活を学び、一方、他人や集団などの中で、それぞれ児童の特質に応じて、どのように関わっていったらよいか、生きていくための知恵や技術、コミュニケーション能力を学んでいく必要があります。

洗心寮における援助・支援(養育)の基本は、一見何気ない日々の営みに中に絶え間なく24時間通して行われる日常的な衣・食・住の生活の中で、衣服をどう整え、着るのか栄養が足り、心のこもる食事の提供、質素でも大切に手入れされ、調和を考えられた住環境、さり気なく相手に配慮した言葉かけや振る舞い、こうした一つ一つは些細なことともみえる日々の生活の積み重ねにより、児童と職員との関係で築き上げる安らぎのある環境づくりを目指しています。さらに、様々な課題を抱える児童の援助・支援(養育)には、人の心身の成長や治癒に関わる専門性が求められており、児童の個別と集団し援助の実態と照合せながら専門的・組織的に対応していくことが重要であると認識しています。

また、援助・支援(養育)に求められる愛情は、「子どもの存在」そのものをまずそのまま受けとめたうえで、適切な観察力と知見とを総合的に活用して、子どもの特質、状態に即応した関わり方を個別に行うことにあると考えます。外見的にやさしい言葉かけや行為にとどまらず、それらが適切な持続力と寛容さをともなう配慮に裏打ちされたものであることを目指していきます。このような考え方に立って、以下のような具体的方針に沿って、児童の援助・支援に努めていくこととします。

1. 事業目標

平成 28 年度に開設した地域小規模児童養護施設「若竹」の基山町内別地域での養育実践研究を行っていきます。これにより児童養護施設の小規模化、施設機能の地域分散化の方向性に沿った運営となり、地域小規模児童養護施設 1 ヶ所、小規模グループケア 1 ヶ所、本体施設として児童養護施設洗心寮の円滑な運営を目指します。

また、子ども家庭支援センター「和合」を運営することにより、佐賀県東部地域の養育ニーズに対応することにより、本体施設と連携を図り適切なサービスの提供を目指します。

1 施設整備

- ・児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について

入所者や利用者に対して、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保を図るため、現状を点検し現段階で必要と思われる整備について推進を図っていきます。

2 施設運営について

児童養護施設職員として適切な養育意識を持ち、個々の職員の能力の向上に努めます。小規模化によるユニット制の養育スタイルの中で「児童中心主義」を実践します。組織運営について、新任職員増加により職員相互で意志の疎通が図られ、相互理解や信頼関係が築かれる風通しの良い施設運営を目指すことを全職員が一体となって取り組むことで、入所児童への良質なサービスの提供を目標とします。

また、関係機関や地域のニーズとしての子育て短期支援事業(ショートステイ事業)を推進することにより地域の子育て支援を図っていきます。

- ・地域小規模児童養護施設「若竹」の運営

地域に根ざした養育の実践研究、小規模施設で育つ児童の考察を踏まえて地域社会に認識される施設づくりの推進を図ります。

家庭的支援の研究と実践として、以下の点に注目して運営を行います。

- (1) 移設地域の環境に合わせた業務
- (2) 日常業務の問題点の抽出
- (3) 地域小規模施設の仕事量の増減
- (4) 本体施設との連携・連絡・支援体制について

・食育の研究と実践

(1) 各家での完全調理

各家での完全調理の提供回数を増やし、又 小口現金での買い物体験等を実施することにより児童のニーズに沿った献立を実践研究を調理職員と一緒にを行います。

(2) 分かりやすい媒体を用いた食育指導を行ってゆきます。

(3) 感染症等の衛生管理の徹底と各関係機関と情報を共有して感染拡大防止に努めます。

・心理療法と生活臨床の協同を図ります

(1) 心理職員と施設職員の共同を図り児童の心身の安定とケア効果の向上を目指します。

2. 児童・職員

1 児童定数 35 名（定員 44 名） 平成 29 年 4 月 1 日現在

（内：本施設 23 名、GH にじ 6 名、地域小規模児童養護施設若竹 6 名）

職員（法定数 22 名）

本体施設

施設長 1 名、書記 3 名（うち非常勤職員 1 名）、栄養士 1 名、家庭支援専門相談員 1 名、里親支援専門相談員 1 名、個別対応職員 1 名、児童指導員 5 名、保育士 13 名（うち非常勤職員 3 名）、調理員 4 名、臨床心理士 1 名、嘱託医 2 名

常勤職員 計 29 名

非常勤職員 計 4 名

3. 施設内虐待防止策

(1) 職員採用方法、採用試験を実施し複数（理事長・理事・施設長・主任）による人物評価の採用します。

(2) 職員間、職員集団において、職員同士がお互いに支援方法を指摘・確認でき、自浄作用が確立できるように努め、施設内虐待を防止します。

(3) 体罰禁止システムの活用・苦情相談解決システムの活用

(4) 要望受付システムの活用と児童・保護者要望（意見、苦情等）が伝えやすい雰囲気作ります。

(5) 施設内虐待防止研修会の参加（佐賀県主催、全施設職員の参加義務）

(6) 会議の前に「全国児童養護施設協議会 倫理要綱」の輪読を行い、児童虐待に対するスキルアップと児童福祉に携る職員としての倫理感を養ってゆきます。職員全員にオレンジリボンを配布し、研修や外に出る時に出る時には着用させることで意識を高

めます。

(7)人権擁護をテーマにした研修会への積極的な参加。支援者としての人格形成と専門職としての知識と意識の確立。施設として「児童中心主義」をテーマに掲げて、適切な支援に努めます。

4. 職員間連絡体制

連絡会議

「職員朝礼」 (毎日 8:30～) 月・金曜日に理事長出席

「職員終礼」 (毎日 21:30～)

定例全体会議

「職員会議」 (月 2 回 13:00～) 寮の運営など事柄を検討、決議する。

「ケース会議」 (月 1 回 10:00～) 児童の個別ケースについて、関係機関と連携を図りながら、支援、指導、生活に関する事柄について検討します。

「心の研修会」 (月 1 回 10:00～) ゲストを迎えての研修会やワークショップ、臨床心理士による講義等。

適時諸会議

「各家会議」 (適時) 担当者および養育スタッフが、日常場面や問題についての情報を共有し、課題を確認しながら支援目標に沿った支援を展開していきます。

「各家リーダー会議」 (月一回) 各家のリーダーが各家間の問題点についての情報を施設長、主任等と共有し課題の解決に努める。
養育方針に沿った養育、児童中心主義での養育の確認。

関係機関会議

「児童相談所連絡会」 (年一回) 中央児童相談所、唐津分室との連絡会。情報交換、意見交換を行い、個々のケースについても担当者同士で今後の方針を相談。

「各自治体要保護児童対策地域協議会」 関係機関との連携を図り支援を行います。

5. 職員の育成と資質の向上

職員の自己研鑽の環境を整え、倫理観・専門性の向上を図り、職員資質を高めます。

1. 専門図書や資料の購入を推進し活用できるように努めます。
2. 新任職員研修を実施、知識・技能の向上を図り新任職員を養成します。
3. 年間研修予定表を作成し、各研修会へ職員の積極的参加に努めます。
4. 管理職研修の参加に努めます。

6. 日課について
別紙 1. 参照

7. 行事予定表
別紙 2. 参照